

別紙 1

勘定科目対比表

1 「会計基準」の資金収支計算書と「指導指針」の収支計算書との対比

| 社会福祉法人会計基準 | | 会計処理等取扱指導指針 | 備 考 |
|------------|---|---|---|
| 勘定科目 【A】 | | 勘定科目 【B】 | (B 欄の科目に対応する A 欄の科目等) |
| 経常活動による収支 | 収入 <u>介護保険収入</u> <u>介護保険収入</u> 利用料収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 私的契約利用料収入 事業収入 事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入 雑収入 雑収入 借入金利息補助金収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入 経理区分間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 | <u>介護福祉施設介護料収入</u> <u>介護報酬収入</u> <u>利用者負担金収入</u> <u>基本食事サービス料収入</u> <u>居宅介護料収入</u> <u>介護報酬収入</u> <u>利用者負担金収入</u> <u>居宅介護支援介護料収入</u> <u>利用者等利用料収入</u> <u>介護福祉施設利用料収入</u> <u>居宅介護サービス利用料収入</u> <u>管理費収入</u> <u>その他の利用料収入</u> <u>その他の事業収入</u> <u>補助金収入</u> <u>市町村特別事業収入</u> <u>受託収入</u> 寄附金収入 雑収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 | 法人の事業実態に応じて、「会計基準」の中区分の介護保険収入を「指導指針」の科目の中から選択して置き換え、必要な科目を中区分、小区分として設けることが望ましい。 注) 「会計基準」の利用料収入は支援費方式の契約施設で使用するもの。 注) 「会計基準」の運営費収入は保育所等で使用するもの。 |
| | 経常収入計(1) | 経常活動収入計 | |
| 支出 | 人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 事務費支出 福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 | 人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経費支出 (一般管理支出) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 事務消耗品費 印刷製本費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 委託費 保険料 | 「指針」の事務消耗品費は、「会計基準」の事務費/消耗品費と事務費/器具什器費の合算額 「会計基準」の業務委託費に次の小区分を設けると「指針」と対応可能 委託費 保守料(ボイラー、電器設備等の保守管理料) B = A |

| 社会福祉法人会計基準 | | 会計処理等取扱指導指針 | 備 考 |
|---------------------------|---|--|--|
| 勘定科目 【A】 | | 勘定科目 【B】 | (B 欄の科目に対応する A 欄の科目等) |
| | 賃借料 | 賃借料 | 「会計基準」の事務費 / 賃借料及び事業費 / 賃借料の合算額 |
| | 租税公課 | 租税公課 保守料 | 「会計基準」の業務委託費 / 保守料 |
| | _____費 | 渉外費 | 「会計基準」の中区分 _____費に「指針」の渉外費の科目を設けると対応可能 |
| | 雑費 | 諸会費 | 「会計基準」の中区分 _____費に「指針」の諸会費の科目を設けると対応可能 |
| | 事業費支出 | 雑費 | 「会計基準」の事務費 / 雑費、事業費 / 雑費及び事務費 / 手数料の合算額 |
| | 給食費 | (直接介護支出) 給食材料費 | B = A |
| | 保健衛生費 | 保健衛生費 | 「会計基準」の保健衛生費に次の小区分を設けると「指針」と対応可能 保健衛生費 医薬品費 |
| | 被服費 | 被服費 | |
| | 教養娯楽費 | 教養娯楽費 | |
| | 日用品費 | 日用品費 | |
| | 保育材料費 | 本人支給金 | |
| | 本人支給金 | 光熱水費 | 「会計基準」の事務費 / 水道光熱費と事業費 / 水道光熱費の合算額 |
| | 水道光熱費 | | |
| | 燃料費 | 燃料費 | 「会計基準」の燃料費に次の小区分を設けると「指針」と対応可能 燃料費 車輛燃料費 「会計基準」の事務費 / 燃料費と事業費 / 燃料費 / 燃料費の合算額 |
| 消耗品費 | | 「会計基準」の消耗品費に次の小区分を設けると「指針」と対応可能 介護用品費 その他の消耗品費 | |
| 器具什器費 | 消耗器具備品費 | 「会計基準」の事業費 / 消耗品費 / その他の消耗品費と事業費 / 器具什器費の合算額 | |
| 賃借料 | | | |
| 教育指導費 | | | |
| 就職支度費 | | | |
| 医療費 | 葬祭費 | 「会計基準」の保健衛生費 / 医薬品費 | |
| 葬祭費 | 医薬品費 | | |
| | 車輛費 | 「会計基準」の燃料費 / 車輛燃料費 なお、車輛検査費用は本科目で処理する。 | |
| | 介護用品費 | 「会計基準」の事業費 / 消耗品費 / 介護用品費 | |
| 費 | | | |
| 雑費 | | | |
| 借入金利息支出 | 借入金利息支出 | | |
| 借入金利息支出 | | | |
| 経理区分間繰入金支出 | | | |
| 経理区分間繰入金支出 | | | |
| 経常支出計(2) | 経常活動支出計 | | |
| 経常活動資金収支差額(3) = (1) - (2) | 経常活動資金収支差額 (-) | | |
| 施設整備等による収支 | 収入 | 設備資金借入金収入 | 「会計基準」の財務活動による収支 / 借入金収入 / 設備資金借入金収入 |
| | 施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入 | 施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 | 注) 借入金元本に限る。 |

| 社会福祉法人会計基準 | | 会計処理等取扱指導指針 | 備 考 |
|------------|---|--|---|
| 勘定科目 【A】 | | 勘定科目 【B】 | (B 欄の科目に対応する A 欄の科目等) |
| | 固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車輛運搬具売却収入 売却収入 | 固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車輛運搬具売却収入 売却収入 | |
| | 施設整備等収入計(4) | 施設整備等収入計 | |
| 支出 | 固定資産取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 取得支出 元入金支出 公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出 | 固定資産取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 土地取得支出 器具及び備品取得支出 取得支出 | |
| | 施設整備等支出計(5) | 施設整備等支出計 | |
| | 施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5) | 施設整備等資金収支差額 (-) | |
| 財務活動による収支 | 収入 借入金収入 設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 借入金元金償還補助金収入 <u>積立預金取崩収入</u> 積立預金取崩収入 その他の収入 長期貸付金回収収入 収入 財務収入計(7) | 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 <u>設備資金借入金元金償還補助金収入</u> <u>設備資金借入金元金償還寄附金収入</u> <u>長期運営資金元金償還寄附金収入</u> <u>積立預金取崩収入</u> <u>移行時特別積立預金取崩収入</u> 積立預金取崩収入 <u>他会計区分繰入金収入</u> <u>会計区分外繰入金収入</u> <u>その他の収入</u> 財務活動等収入 | B = A 「会計基準」の施設整備等による収支 / 施設整備等寄附金収入 / 施設整備等借入金償還寄附金収入 「会計基準」のその他の収入の中区分の収入に「指針」の長期運営資金元金償還寄附金収入の科目を設けると対応可能 「会計基準」の中区分の積立預金取崩収入に「指針」の移行時特別積立預金取崩収入の科目を設けると対応可能 「会計基準」の經常活動による収支 / 経理区分間繰入金収入のうち、他の介護保険関係事業の経理区分からの繰入金に相当する。 「会計基準」の經常活動による収支 / 経理区分間繰入金収入のうち、本部経理区分からの繰入金収入に相当する 「会計基準」のその他の収入のうち、長期運営資金元金償還寄附金収入の金額を差し引いた金額 |
| | 支出 借入金元金償還金支出 設備資金借入金償還金支出 長期運営資金借入金償還金支出 投資有価証券取得支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 積立預金積立支出 その他の支出 長期貸付金支出 支出 流動資産評価減等による資金減少額等 徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 | <u>設備資金借入金元金償還金支出</u> <u>長期運営資金借入金元金償還金支出</u> 投資有価証券取得支出 <u>積立預金支出</u> <u>他会計区分繰入金支出</u> <u>会計区分外繰入金支出</u> その他の支出 | B = A B = A B = A 「会計基準」の經常活動による収支 / 経理区分間繰入金支出のうち、介護保険関係の社会福祉事業の経理区分への繰入金支出に相当する。 「会計基準」の經常活動による収支 / 経理区分間繰入金支出のうち、本部経理区分及び介護保険以外の社会福祉事業の経理区分への繰入金支出に相当する。 「会計基準」のその他の支出と流動資産評価減等による資金減少額等を合算した金額 |

| 社会福祉法人会計基準 | | 会計処理等取扱指導指針 | 備 考 |
|------------|--|----------------------|-------------------------|
| 勘定科目 【A】 | | 勘定科目 【B】 | (B 欄の科目に対応する A 欄の科目等) |
| | 有価証券評価損 評価損 | | |
| | 財務支出計(8) | 財務活動等支出計 | |
| | 財務活動資金収支差額(9) = (7) - (8) | 財務活動等資金収支差額 (-) | |
| | 予備費(10) | 予備費 | |
| | 当期資金収支差額合計(11) = (3) + (6) + (9) - (10) | 当期資金収支差額合計 (+ + -) | |
| | 前期末支払資金残高(12) | 前期末支払資金残高 | |
| | 当期末支払資金残高(11) + (12) | 当期末支払資金残高 (+) | |